

研究不正行為 防止ハンドブック

＜令和7年度＞



お茶の水女子大学

目 次

はじめに

研究者行動規範

研究不正行為の防止について

- ・不正防止責任体制
- ・研究不正行為の種類
- ・研究倫理指針
- ・研究活動上守るべき倫理
- ・研究倫理教育
- ・利益相反

公的研究費の適正執行について

- ・研究費執行のルール
 1. 物品の購入
 2. 旅費
 3. 謝金
- ・具体的な手続きについて
(問合わせ先一覧)

不正を行った場合について

不正行為の防止に関する対応窓口

不正行為防止計画・関係規程

- ・研究不正防止計画
- ・研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程
- ・公的研究費等の不正使用防止等に関する規程
- ・公的研究費等の不正使用等の調査手続きに関する規程

はじめに

このハンドブックは、研究データのねつ造や倫理的遵守事項等の違反といった研究活動における不正行為や、競争的資金を始めとする公的研究費の不正使用を防止する観点から、本学の教職員や大学院生などに対して、これらに対する認識をできるだけ、分かりやすく記載したものです。

昨今、研究活動上の不正行為、研究費の不適切な使用等が相次いで指摘されており、研究機関としてコンプライアンスなど、研究倫理教育の徹底が、一層強く求められています。

そのため、研究倫理教育の取組みの一環として、本ハンドブックを作成いたしました。

なお、本ハンドブックは研究不正の概要や、基本的なルールを取りまとめたものであり、全てを網羅しているものではありませんので、疑問が生じた場合などは各担当課に相談し、遵守すべき手続きや、ルールなどを確認した上で、対応して下さい。

教職員、大学院生などの皆さまにおかれましては、これらをしっかり認識した上で、益々の研究活動の発展にご尽力いただきますよう、お願いいたします。

国立大学法人お茶の水女子大学

研究コンプライアンス統括管理責任者

(副学長[研究・産学連携担当]) 相川 京子

研究者行動規範

お茶の水女子大学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、研究者等が主体的かつ自律的に学術研究に取り組む際に求められる基本的な行動規範を「研究者等行動規範」として定めています。

(平成18年9月14日制定)

(「国立大学法人お茶の水女子大学研究者等行動規範」より抜粋)

①研究者等の責務

研究者等は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、社会に貢献する責任があります。

②研究者等の姿勢

研究者等は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識、能力、技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払わなければなりません。

③基本理念

次の事項の実現を基本理念としてます。

- (1) 人類の知的基盤、健康及び福祉に貢献する社会的に有益な研究の実施
- (2) 生命と人間の尊厳及び人権の尊重
- (3) 科学的又は社会的利益に対する個人の人権の保障の優先
- (4) 個人情報保護の徹底
- (5) 研究に関わる安全の確保と適切な研究環境の保持
- (6) 捏造、改ざん、盗用等の研究上の不正行為の防止による公正な研究の推進
- (7) 法令、本学の諸規程及び学会等において認められた研究に関わる規範の遵守

④研究費の取扱い

研究者等は及びその他本学の業務を行う全ての者は、研究費の管理・運営に当たっては、法令及び本学の諸規程に反し不正に使用してはならない。また、研究費を最も効果的かつ効率的な方法で使用するよう努めなければなりません。

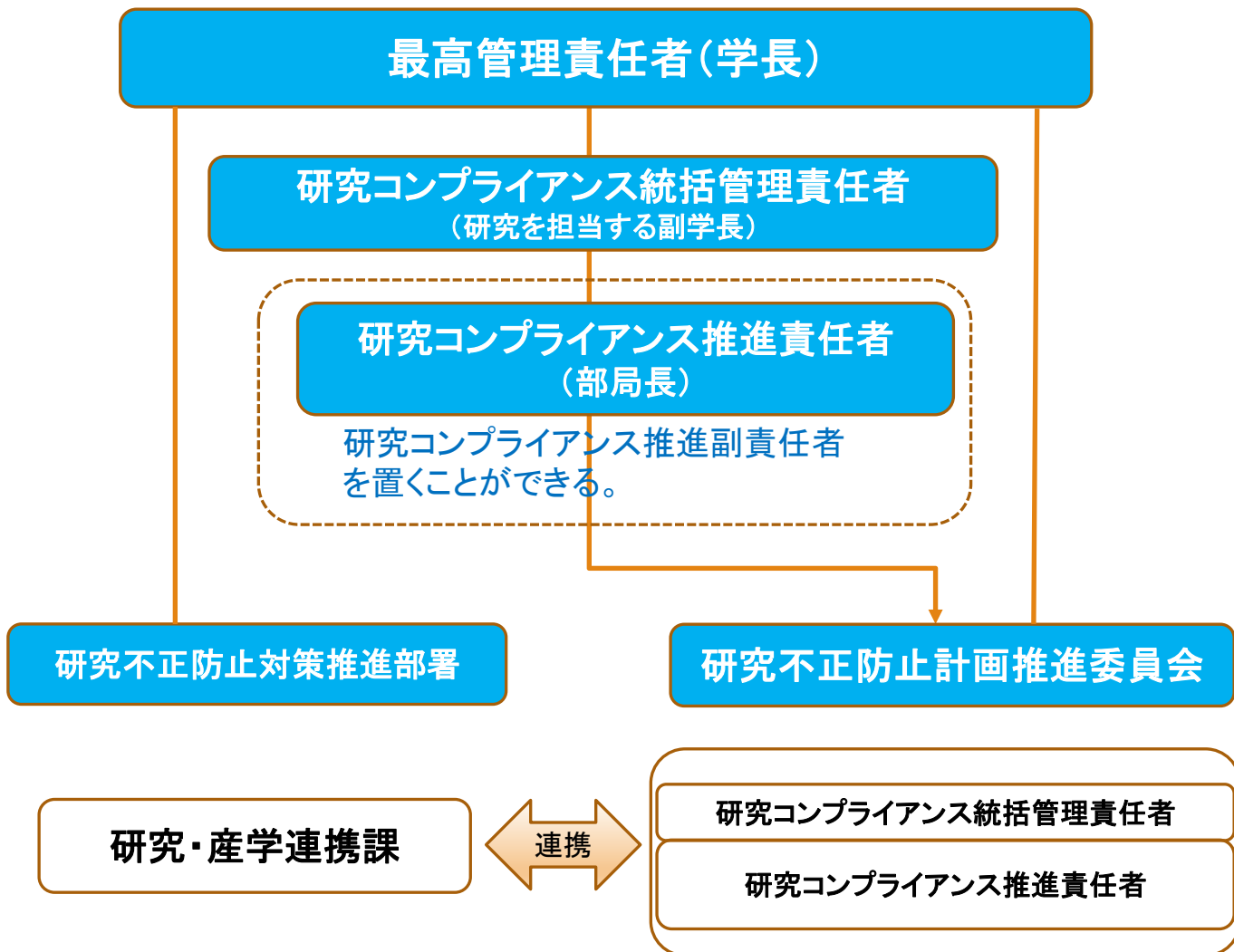
⑤利益相反

研究者等は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言等において、個人と組織、又は異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければなりません。

研究不正行為の防止について

不正防止責任体制

研究活動不正防止規程において、本学で行われる研究活動に対し、学長を最高管理責任者、研究を担当する副学長を研究コンプライアンス統括管理責任者、各部局の長を研究コンプライアンス推進責任者とした責任体制のもと、不正行為を防止するための対策を講じるとともに、研究倫理教育を行うこととしています。



研究不正防止計画推進委員会名簿

2025年4月1日現在

役 職	氏名	任期
研究を担当する副学長	相川 京子	在任中
文教育学部長	池田 全之	〃
理学部長	近藤 敏啓	〃
生活科学部長	飯田 薫子	〃
共創工学部長	大瀧 雅寛	〃
大学院人間文化創成科学研究科長	安成 英樹	〃
保健管理センター長	三宅 秀彦	〃
基幹研究院人文科学系長	野口 徹	〃
基幹研究院人間科学系長	杉野 勇	〃
基幹研究院自然科学系長	赤松 利恵	〃
グローバル女性リーダー育成研究機構長	石井クンツ昌子	〃
ヒューマンライフイノベーション開発研究機構長	相川 京子	〃
総合知開発研究機構長	曹 基哲	〃
サステナブル社会実装機構	相川 京子	〃
全学教育システム改革推進本部本部長	曹 基哲	〃
学生・キャリア支援推進本部長	曹 基哲	〃
国際本部本部長	石井クンツ昌子	〃
男女共同参画を担当する副学長	石井クンツ昌子	〃
附属学校を担当する副学長	坂元 章	〃
副学長(事務総括)	福本 浩一	〃

【委員の役割】

- ・不正防止計画を定め、学内外に周知しなければならない。
- ・研究コンプライアンス推進責任者からの報告に基づき、定期的に不正防止計画の見直しをしなければならない。
- ・不正防止計画の実施状況を定期的に研究コンプライアンス統括責任者に報告しなければならない。

公的研究費の不正使用防止規程において、公的研究費等の運営・管理について、学長を最高管理責任者、研究を担当する副学長を研究費コンプライアンス統括管理責任者、各部局の長を研究費コンプライアンス推進責任者とした責任体制のもと、不正使用等を防止し、適切な運営・管理を行うこととしています。

責任体制

最高管理責任者
(学長)

議論

役員会

研究費コンプライアンス統括管理
責任者(研究担当副学長)

研究費コンプライアンス推進
責任者(部局長)

部局に研究費コンプライアンス
推進副責任者を置くことができる。

公的研究費等不正使用防止
対策委員会

監査体制

報告・意見

監事

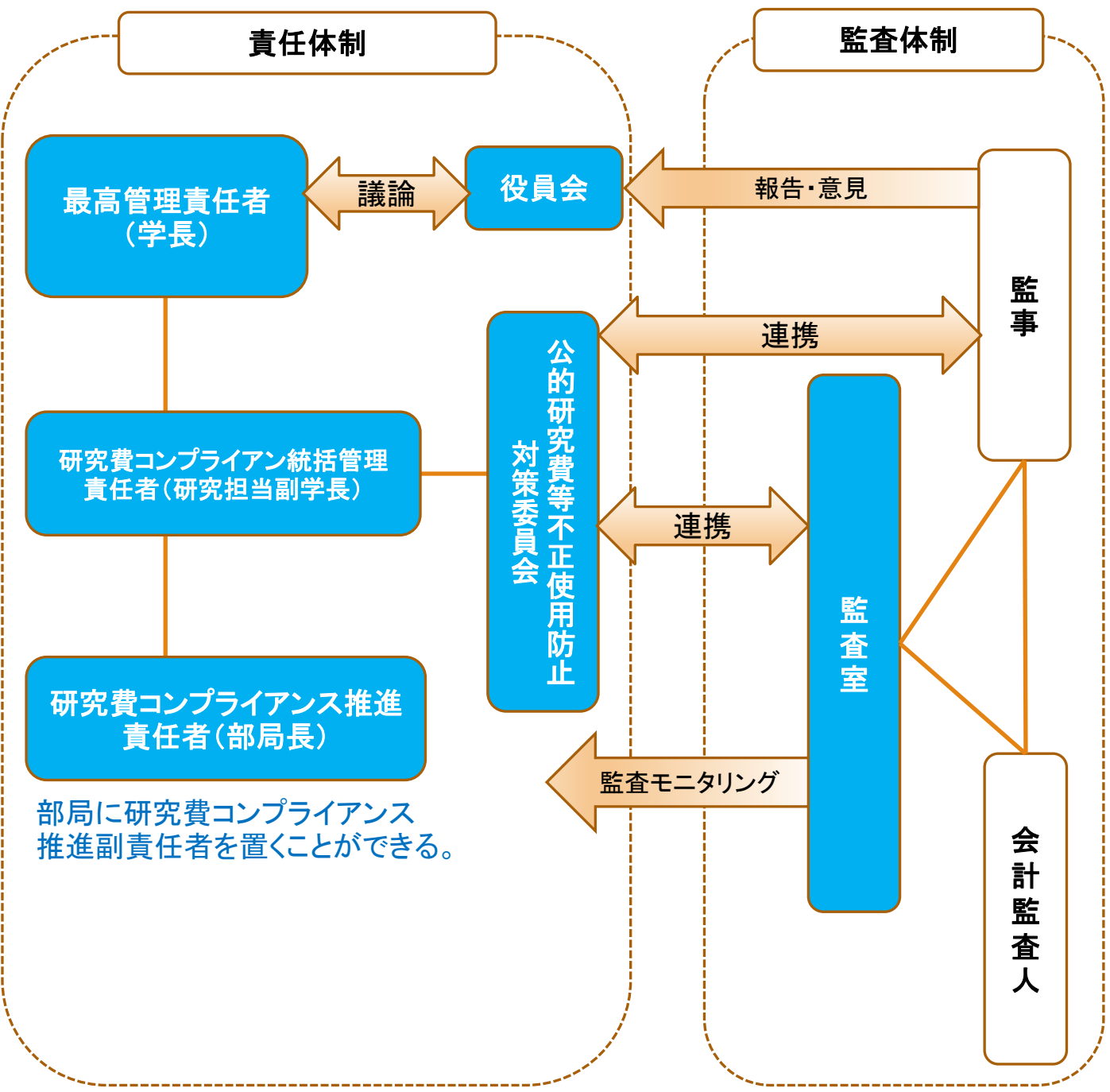
連携

連携

監査室

監査モニタリング

会計監査人



公的研究費等不正使用防止対策委員会名簿

2025年4月1日現在

所 属	氏 名	任 期
副学長[研究・産学連携担当]	相 川 京 子	在任中
基幹研究院人文科学系教授	新 名 謙 二	2025.4.1~2027.3.31
基幹研究院人間科学系准教授	宝 月 理 恵	2025.4.1~2027.3.31
基幹研究院自然科学系准教授	近 松 彰	2025.4.1~2027.3.31
財務課長	近 藤 隆 之	在任中
研究・産学連携課長	高 取 大 典	在任中

【委員の役割】

- ・公的研究費等の不正使用等の発生要因の調査及び資料収集に関すること。
- ・不正使用防止計画の策定及び実施に関すること。
- ・不正使用防止計画に基づく実施に係る進捗状況の把握に関すること。
- ・公的研究費等の不正使用防止に係るコンプライアンス教育の理解度調査及び啓発活動に関すること。
- ・その他不正使用防止計画の推進に関すること。

研究不正行為の種類

研究における不正行為は、以下の4項目に大別されます。

【特定不正行為】

捏造＜ねつぞう＞

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

改ざん＜かいざん＞

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正できないものに加工すること

盗用＜とうよう＞

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

【不正使用】

公的研究費の不正使用

故意もしくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は、研究費の交付の決定の内容や、これに付した条件及び学内規則等に違反した使用・経理を行うこと（実態の無い謝金・給与及び旅費の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等）

このような不正行為が発覚した場合には、論文の修正・撤回、研究費の返納、申請資格の制限、懲戒処分、刑事告発を受ける場合があります。

【その他の不正行為】

論文等の二重投稿

他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること

自らの英語論文を日本語に翻訳して投稿する。

図、表を同じものを使うと二重投稿を指摘される。

Secondary Publication (二次出版)

以下の要件を満たす場合は Duplicate Submission (二重投稿) の扱いにはなりません。

- 1) それぞれの発行者が了解していること。
- 2) 後版は初版と異なった読者層(言語が違うなど)のために著述されていること。
- 3) 後版の論文には既に他の言語で公表されたものであることを明記すること。
- 4) 後版は初版の内容を忠実に反映していること。

論文は出た時点で著作権が出版社に移ることより、許可を得なければならない。
総説も同じ扱い。

不適切なオーサーシップ

論文著作者を適正に公表せずに論文を投稿すること

ゴースト・オーサーシップ (Ghost authorship)

1. ゴーストライター: 他人の研究成果を自分が代わって論文化し、論文には、他人分の名前を書く者。
日本語を商業ベースで英語に直してもらい投稿する。
→問題なし
2. ゴーストオーサー: ①著者資格に相当する寄与があったのに、著者リストに載らなかった者。
②論文執筆に参加したのにどこにも名前がなかった者。
→「データの盗用としての扱い」の可能性

研究者が考えて、プロトコルを示したものをテクニシャンや学生が実験し、データを作成

このような事例について、最高管理責任者が悪質と認めた場合、不正行為として取扱うことがあります。

研究倫理指針

お茶の水女子大学の研究が社会の理解と協力を得て適正に推進することを目的として、本学に所属するすべての関係者が研究現場において遵守すべき事項を定めています。
(平成17年2月23日制定)

(「国立大学法人お茶の水女子大学研究倫理指針」より抜粋)

①基本方針

- (1)人間の尊厳と人権の尊重
- (2)事前の十分な説明と自由意志による同意(インフォームド・コンセント)
- (3)個人情報の保護の徹底
- (4)人類の知的基盤、健康及び福祉に貢献する社会的に有益な研究の実施
- (5)科学的または社会的利益に対する個人の人権の保障の優先
- (6)本指針及び研究領域に固有の規程等に基づく研究計画の作成及び遵守
ならびに独立の立場に立った倫理審査委員会による事前の審査及び承認
による研究の適正性の確保

②実施研究者等の責任

[研究計画の立案]

- (1)実施研究者等は、科学的合理性及び倫理的妥当性が認められない研究を実施してはならず、研究の実施にあたっては、この点を踏まえた明確かつ具体的な研究計画を立案しなくてはならない。
- (2)実施研究者等は、研究により期待される利益よりも起こりうる危険が高いと判断される場合には研究を中止しなければならない。
- (3)実施研究者等は、許可を得た研究により十分な成果が得られた場合には、研究を終了しなければならない。

[協力者に対する責任]

- (4)実施研究者等は、研究を実施する場合、協力者に対して当該研究に関する必要な事項について十分説明しなければならない。
- (5)実施研究者等は、協力者に対する内容の説明、同意の確認方法、研究に伴う保障の有無、その他のインフォームド・コンセントの手続きに関する事項を研究計画書に記載しなければならない。

[個人情報の取り扱い]

- (6)実施研究者等は、協力者に関する情報を適切に取り扱い、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく漏らしてはならない。
- (7)実施研究者等は、協力者に関する情報の取り扱いを学外者に委託する場合には、個人情報の安全管理方法の明確化を求め、保護の徹底を義務づけなければならない。

(前ページよりつづき)

(8)実施研究者等は、研究結果を公表する場合、協力者個人を特定できないようにしなければならない。

[研究機関の長に対する責任]

(9)実施研究者等は、個人情報の予期せぬ漏洩等の提供者などの人権の保障の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに研究機関の長に報告しなければならない。

(10)実施研究者等は、実施中の研究に関して、全ての重篤な有害事項その他研究の適正性および信頼性を確保するために必要な情報を研究機関の長に報告しなければならない。

③倫理審査委員会

研究機関の長は、研究計画が本指針に適合しているか否かについて審査を行わせるために下記の倫理審査委員会を設置しており、実施研究者等は実施しようとする研究の専門性などに応じて適切な委員会に研究計画を申請しなければなりません。

(1)国立大学法人お茶の水女子大学組換えDNA実験安全委員会

(2)国立大学法人お茶の水女子大学生物医学的研究の倫理特別委員会

(3)国立大学法人お茶の水女子大学人文社会科学研究の倫理審査委員会

(4)国立大学法人お茶の水女子大学動物実験委員会

(5)国立大学法人お茶の水女子大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会

④インフォームド・コンセント等

実施研究者等は、研究を実施する場合、協力者となるべき者に対して、研究の意義、目的、方法、予想される結果の他、研究に参加することにより期待される利益および提供者が被る可能性のある不利益等、インフォームド・コンセントの手続きについて十分説明しなければなりません。

また、研究領域に相応したインフォームド・コンセントを受ける手続き及び運用の詳細については、文部科学省、厚生労働省、経済産業省が定める規定に準拠し、前述したものに該当しない研究領域においては、当該研究の専門性に配慮し適切な学会や公的諸機関、学術団体等の定める指針に準拠することとなります。

上記指針の他にも、利益相反、安全保障輸出管理、研究インテグリティ、生物多様性条約についても、ルールの遵守及び必要な手続きを経て、研究を実施する必要があります。

研究活動上守るべき倫理

○研究倫理

- ・捏造、改ざん、盗用等の研究不正
- ・研究費の不正使用、不適切な経理

○生命倫理

- ・組換えDNA実験安全委員会による審査
- ・生物医学的研究の倫理特別委員会による審査
- ・動物実験委員会による審査

○人文社会科学研究倫理

- ・人文社会科学研究の倫理審査委員会による審査(※)

○生物多様性条約

- ・他国からの遺伝資源などの持ち込みによる研究

○安全保障輸出管理

- ・国際的な共同研究や外国人研究者の受け入れ

○研究インテグリティ

- ・研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対応

○情報倫理

- ・個人情報の保護・管理、情報・データなどの利用・管理

○利益相反

- ・利益相反マネジメント部会による適正な管理

○兼業

- ・兼業審査委員会による審査

(利益相反マネジメント部会とリンク)

※人文社会科学研究において、調査対象者又は実験対象者を扱う研究を実施する場合は、学生であっても倫理審査が必要となります。

【人文社会科学研究倫理】

学部生による研究(主に卒業論文研究)における 人文社会科学研究の倫理審査チェックリスト

学部生による研究(主に卒業論文研究)における人文社会科学研究の倫理審査は、倫理審査委員会の作成したチェックリストのもと、学生自らチェックを行うとともに、各学部で責任を持って行うことにする。

なお、本チェックリストは、各学部で責任を持って10年間保管すること。

研究題目：_____

学籍番号・氏名：_____

研究の計画の明確性
☐ 研究の意義、目的、仮説あるいはリサーチクエスションが明確であるか
☐ 上記項目および以下の項目を含め指導教員と十分な議論をしたか
実験・調査協力に対する同意を得る手続き
☐ 同意書の内容やインフォームド・コンセントを受ける手続きが対象者に分かりやすいか
☐ 同意書の内容やインフォームド・コンセントを受ける手続きが対象者の自発的な意思決定を支援しているか。
☐ 同意書の内容やインフォームド・コンセントを受ける手続きが中途での実験・調査離脱の自由があることを伝えているか
☐ 対象者が未成年である場合、保護者や学校長などからの許諾の必要性について考えられているか。
☐ 対象者自身から同意を得ることが困難な場合（例えば、幼児、知的障害を持つ人）、人権保護のための特段の配慮を行っているか
対象者の負担
☐ 実験・調査の手続き及び内容が対象者に過度の負担とならないものになっているか。
プライバシーの保護
☐ 実験・調査によって収集された資料やデータについて、対象者のプライバシーを適切な手段で保護しているか（例えば、資料やデータにアクセスできる人や手続きについて配慮する）
☐ 実験・調査の結果が公表される場合、対象者の個人情報を適切な手段で保護しているか
☐ 秘密保持について特段の注意を必要とする対象者の場合（例えば、障害を持つ人、病気を抱える人）、十分な配慮を行っているか
データの保管
☐ 卒業論文作成後、速やかに個人情報を消去しているか（指導教員と相談のうえ保管が必要な場合をのぞく）
☐ 保管のため、実験・調査によって収集された資料やデータの匿名化を行っているか
☐ 収集された資料やデータの保管場所は、情報流出の心配がないなど適当であるか
☐ 匿名化されたデータを10年間保管するか

研究倫理教育

【研究倫理教育】

- ・教職員及び学生への研究コンプライアンス・研究倫理教育研修会の開催
- ・APRINによるeラーニングプログラム
(本学の独自ルールとして3年に1度の受講を義務化)

対象者:

- ①本学において研究活動に従事する職員(非常勤である者及び研究支援者を含む。)
- ②学生(原則として大学院生を対象とするが、研究に携わる学部学生も対象としている。研究生その他本学において修学する者を含む。)
- ③本学の施設及び設備を利用して研究活動を行う者

<誓約書の提出>

本学では、上記の研究倫理教育を受け、不正行為を行わないこと、規則に反して不正行為を行った場合は本学や当該事案に掛かる研究資金配分機関等からの処分及び法的な責任を負うことを明記した誓約書の提出を義務付けています。

【研究室における研究資料等の保存義務】

- ・研究データ、実験ノート等については、原則として研究成果発表時点から10年間保存することとしています。

【誓約書の提出】

誓約書をご提出いただけない場合、科研費等の競争的資金にご応募いただけない他、研究費の制限をさせていただく場合がございますので、充分ご注意ください。

(研究者用)

誓 約 書

私は、本学における研究活動に際し、国立大学法人お茶の水女子大学における研究者の行動規範（以下「行動規範」という。）その他本学諸規則等を遵守し、研究不正及び公的研究費の不正使用を行わないことを誓約いたします。

また、行動規範や本学諸規則等に違反して不正を行った場合は、大学や競争的資金の配分機関からの処分及び法的な責任を負担することを理解し、研究活動を公正に実施することを誓約いたします。

令和 年 月 日

所属部局

氏名

※氏名は自署のこと

**未提出の方は
必ず提出**

※(研究者以外)の方用の誓約書もあります。

「研究不正行為」及び「研究費の不正使用」の防止等に関する研修会において実施されます。

利益相反

産学連携や公共部門との共同活動

組織に所属する教職員が学外の企業や団体と経済的利害関係を持つ。

「利益相反」(Conflict of Interest)

産学連携によって生み出される公共の利益より、これに関係する教職員の利益を優先させ、その結果として、当該教職員の活動が本来の責務である教育研究の実施、大学としての社会からの信頼に悪影響を与える状況。

「利益相反マネジメント」

組織および教職員等が教育活動、研究活動、社会活動を行う上で、教職員等の利益相反を適切に管理し、教職員等の不利益の防止を図り、安心してこれら活動を行えるようにする。

利益相反マネジメント部会と兼業審査委員会を常にリンクさせ、両方で審査する。

利益相反マネジメントの必要性

(広い意味での)学内コンプライアンスの推進

対外的なアカウンタビリティの確保

産学連携におけるカウンターパートとしての、組織の信頼性・自律性の証明

→ 社会の批判や誤解が生じたときに、大学が説明責任を果たす

ことで、職員等をまもり、大学及び職員等が産学連携活動に安

心して積極的に取り組める環境を整える。

公的研究費の適正執行について

研究費執行のルール

1. 物品の購入

競争的資金では、計画書に沿った執行が基本になります。計画書に無いものを購入しようとする場合は、計画の変更を申請する必要となることもありますので、競争的資金のルールを確認してください。

教員発注ができる範囲は、100万円未満の備品、消耗品、図書・雑誌等です。100万円以上は財務課又は図書・情報課を通しての発注となります。

教育研究の業務遂行上やむを得ない場合は、立替払いが認められます(ただし、50万円未満)。

物品又は図書等が納品されたら、必ず財務課又は図書・情報課の納品担当の検品を受ける必要があります。納品物によっては、画像での検収も受け付けています。

前払(納品される前に支払いを行うこと)は原則できません。ただし、取引の習慣上で支払いのできる場合もありますので、必ず財務課に相談してください。

競争的資金での、年度末における予算消化のため、必要以上に消耗品の購入することはできません。

年度末までに納品済みのものを予算不足を理由に、次年度の予算執行に回すこともできません。予算不足を生じた場合は、必ず財務課にご連絡ください。

研究費執行のルール

2. 旅費

出張前の確認

競争的資金によっては、研究計画書に記載のない人の出張を認めないものもあります。出張前に個々のルールの確認をお願いします。（例えば、科研費において、学生を教育目的で出張させることは認められません。）

旅費が支給される出張は片道100km以上又は宿泊を伴う旅行です。（交通費、日当、宿泊料、海外出張であれば空港使用料等が旅費として支給されます。）

出張に行く前には、旅行命令伺を必ず提出してください。

出張から帰ったら、「復命書」及び「旅費精算請求書」を提出してください。なお、復命書については、用務内容の記載が不十分な事例が多く見受けられます。単に、「〇〇学会に参加」だけではなく、研究課題と関連付けて、出張の目的、成果等を簡潔に記入してください。その他に添付書類も忘れずに提出してください。

片道100km未満で日帰りの出張は、出張前の手続きはありません。出張後、旅費申請と同様の手続きを行ってください。

※上記の手続きはGrowOne財務会計よりお願いします。

研究費執行のルール

3. 謝金

講演、研究補助・資料整理の補助業務、翻訳、原稿作成等（以下「業務等」）の業務を依頼した場合は、謝金を支払うことができます。その謝金の額は、原則本学の「謝金単価一覧表」に基づき支給されます。

業務等を依頼する前に、「謝金実施伺」を提出してください。

業務等の申請の際に、「用務内容」は具体的に入力してください。
例：× 研究補助・資料整理 → ○（具体的に□□）の研究に関する△△△調査の補助

業務等が終わったら 完了報告書、出勤表を速やかに提出してください。出勤表の業務従事者、業務確認者欄は必ず本人のサイン又は印鑑をお願いします。

補助業務等の実施は年度末に集中することなく計画的執行をお願いします。

支給される謝金は、源泉徴収後に業務従事者本人の銀行口座に振込みます。支払手続きには、業務従事者のマイナンバーも必要となります。

上記の手続きはGrowOne財務会計よりお願いします。

謝金単価表はdesknet's NEO(文書管理＞フォルダ＞ルートフォルダ＞事務＞各種申請書式＞財務課(契約担当))に掲示してあります。

<具体的な手続きについて>

IT便利帳「3.物品の購入・廃棄、謝金・旅費関係」又は「5.図書館関係」をご覧ください。

<https://www-s.ao.ocha.ac.jp/itqr/>

競争的資金等の使用ルールや事務手続き等の各種お問い合わせ先

お問い合わせ内容		対応部署	内線	メール
応募・申請、 使用ルール	科研費・厚生労働 科研費・補助金	研究・産学連携課 研究推進担当	5163	kenkyo-TL@cc.ocha.ac.jp
	受託研究・共同研 究・寄附金	研究・産学連携課 社会連携担当	5162 5502	s-kenkyo@cc.ocha.ac.jp
雇用		人事労務課 人事担当	5110	jinji@cc.ocha.jp
旅費	総括	人事労務課 職員・労務安全担当	5111	syokuin@cc.ocha.ac.jp
	運営費交付金 補助金・外部資 金・寄附金	財務課 契約担当	5124	ryohi-syakin@cc.ocha.ac.jp
謝金	運営費交付金 補助金・外部資 金・寄附金	財務課 契約担当	5124	ryohi-syakin@cc.ocha.ac.jp
物品・役務	運営費交付金	財務課	2699	keiyaku@cc.ocha.ac.jp
	補助金・外部資 金・寄附金	契約担当	5129	
図書		図書・情報課 図書館企画(総務)担当	5835 5836	t-soumu@cc.ocha.ac.jp

不正を行った場合について

【論文等の研究不正】

※：競争的資金等の申請・参加資格が制限される期間

不正行為への関与による区分			不正行為の程度	相当と認められる期間(※)
不正行為に関与した者	① 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	② 不正行為があつた研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任著者 (監修責任者、代表執筆者又はこれらのもので同等の責任を負うものと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	③ 1及び2を除く不正行為に関与した者			2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあつた研究に係る論文等の責任を負う著者 (監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同様の責任を負うと認定された者)			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

【研究費の不正な使用等】

研究費等の使用の内容等		相当と認められる期間
【不正使用】 社会的影響、悪質性の <u>度合で判断</u> （私的流用ではないと認められるケース）	① 研究費等の不正使用の程度が、 <u>社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高い</u> と判断されるもの	5年
	② 研究費等の不正使用の程度が、 <u>社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低い</u> と判断されるもの	1年
	③ 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
【不正使用】 <u>私的流用</u>	④ 1から3にかかわらず、 <u>個人の経済的利益</u> を得るために使用した場合	10年
【不正受給】 <u>採択過程の不正</u>	⑤ 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
【善管注意義務違反】	⑥ 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務※に違反して使用したと判断される場合	1～2年

※ 善管注意義務違反

自ら不正使用に関与していない場合でも、研究資金の管理責任者としての責務を全うしなかった場合を指す。

不正行為の防止に関する対応窓口

◎ 本学における研究活動上不正行為に関する 通報、相談
(通報にまで至らない段階の相談)の窓口

【お茶の水女子大学研究・産学連携課】

〒112-8610

東京都文京区大塚二丁目1番1号

電話:03-5978-5503

FAX :03-5978-2732

受付時間:平日8:30～17:15

E-mail : KC-kenkyo@cc.ocha.ac.jp

【通報・相談の方法】

1. 書面【FAX及び電子メールを含む】を窓口へ 提出
または、電話もしくは面談により行ってください。
2. 通報は原則顕名によるものとし、次のことを必ず
明示してください。
 - ・不正行為を行ったとする職員等の氏名、又は
グループ等の名称
 - ・不正行為の具体的内容
 - ・行為内容を不正とする科学的合理的根拠

不正行為防止計画 ・関係規程

国立大学法人お茶の水女子大学研究不正防止計画

令和7年3月28日

1. 研究活動における不正行為への対応等に関する計画

実施項目	不正発生要因	具体的な行動計画
研究倫理の向上	研修を受講する必要があるという意識が低い。	研究コンプライアンス推進責任者は、自部局内において、研修受講の必要性を周知徹底させる。
	研究に携わる学部学生に対して、適切な研究倫理教育を実施できていない。	研究に携わる学部学生に対して、適切な研究倫理教育を促し、積極的に受講できる機会を提供する。
オーサーシップ、二重投稿	論文作成が個人に任されている。	研修において、オーサーシップ及び二重投稿に関する教育を徹底する。
研究データの保存・開示	適切なデータ保存がされない。	研究データの保存期間は、研究成果の発表時点から10年間であることを周知する。 学生の卒業・修了や研究者の転出の際に、保存すべき研究データを確認し、追跡可能としておく。

2. 公的研究費等の不正使用等の防止に関する計画

実施項目	不正発生要因	具体的な行動計画
ルール周知	獲得した競争的資金等の使用ルールを理解していない。	競争的資金等を獲得した時点で、事務担当者と研究計画及び使用ルールの確認を行う。
	還流行為が不適切であるという認識が不足している。	給与・謝金・旅費等の全部又は一部を研究室等が回収する行為は不適切であると研修で周知するとともに、雇用者等にも説明する。
予算の管理	研究者が予算執行状況等を把握していないため、年度末に予算執行が集中する。	研究計画に基づいた予算執行状況を定期的に確認するとともに、必要に応じ改善を求める。
	複数の研究費を持っている場合の予算執行において、研究目的に合致した予算選択ができていない。	予算執行の際は、研究目的に合致した予算選択をしなければならないことを周知する。また事務担当者において各研究費の研究目的を把握する。
発注・検収制度	教員が請求書や納品書を長期間保管し、業者への支払い時期が遅れる。	速やかに会計 Web に入力する。業者から請求書・納品書の提出があった場合、速やかに事務部門へ提出することを教員に指導する。
	立替払いで購入した物品等に対する立替払請求が遅い。	立替払いをした時は、速やかに事務部門へ立替払請求書を提出することを教員に指導する。
	写真による納品検収で写真の使いまわしが行われる。	マニュアルにおいて写真を利用する場合の条件を付す。

2. 公的研究費等の不正使用等の防止に関する計画

旅費	旅行前に出張計画書の提出がなされない。	原則、旅行前に出張計画（旅行命令伺）を事務部門に提出し、把握・確認できる体制とする。
	旅行後に提出される復命書（出張報告書）の記載内容が不十分である。または証拠書類の添付がない。	出張計画の実行状況等の把握・確認として、用務内容・訪問先・宿泊先・面談・出張の成果等が確認できる復命書及び出張の事実が確認できる証拠書類の提出を義務付ける。重複受給がないかなども含め、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。
謝金など人件費	事前に謝金の実施伺いが提出されない。	実施伺いは必ず事前に届け出ることとし、届け出のあった決裁及び事務処理手続きは速やかに行う。
	事務担当者による業務内容、業務日数などの把握が不十分。	作業者本人に作業時間、作業内容、署名、振込先を自筆で記入させ、作業時間等について事務担当職員が確認することをもって事実確認とする。
	外部資金等で任期付き教員を雇用する際のエフォート管理について理解が不十分。	外部資金獲得時に事務担当者がルールについて説明を行う。
電子決裁	同じ電子ファイルを用いて二重請求をしてしまう。	請求書番号等で重複請求でないか確認する。

○国立大学法人お茶の水女子大学における研究活動に係る不正行為の防止及び
対応に関する規程

平成18年 9 月14日
制定

改正 平成28年 7 月13日
平成29年 3 月31日
平成29年 9 月27日
平成31年 3 月29日
令和元年12月18日
令和 2 年 1 月15日
令和 2 年 3 月31日
令和 4 年 3 月29日

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 不正行為を防止するための体制（第4条—第8条）

第3章 不正行為への対応（第9条—第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）における研究活動に係る不正行為を防止するための体制及び不正行為に関する調査手続に関し必要な事項を定めることにより、本学の研究倫理の保持及び向上に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 研究活動に係る不正行為の防止については、本学の諸規程、国立大学法人お茶の水女子大学研究者等行動規範（以下「行動規範」という。）及びその他関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「研究者等」 本学において研究活動に従事する職員（非常勤である者及び研究支援者を含む。）、学生（研究生その他本学において修学する者を含む。）、その他本学の施設及び設備を利用して研究活動を行う者をいう。

(2) 「不正行為」 故意又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ及び成果発表の過程において行った次に掲げる行為をいう。

イ 捏造 存在しないデータ又は研究・実験結果等を作成する行為

ロ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為

ハ 盗用 他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者等の了解又は適切な表示なく流用する行為

ニ 研究費の不正使用等 国立大学法人お茶の水女子大学における公的研究費等の不正使用防止等に関する規程第3条第3号に定める行為

ホ その他、論文の二重投稿（他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為をいう。）、不適切なオーサiership（論文著

作者を適正に公表せずに論文を投稿する行為をいう。)等、研究活動上の不適切な行為であって、行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(3) 「部局」 学長戦略機構、各学部、大学院人間文化創成科学研究科、保健管理センター、基幹研究院、各機構、全学教育システム改革推進本部、国際本部、研究・産学連携本部、グローバル人材育成・男女共同参画推進本部、附属学校本部、各附属学校、保育所、こども園、事務組織及びお茶大アカデミック・プロダクションをいう。

第2章 不正行為を防止するための体制

(責任体制)

第4条 本学に、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、大学全体を統括し、最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、行動規範を策定・周知し、公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じるものとする。

3 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、大学全体を統括する実質的な責任を負い、権限を有する者（以下「研究コンプライアンス統括管理責任者」という。）を置き、研究を担当する副学長をもって充てる。

4 研究コンプライアンス統括管理責任者は、公正な研究活動を推進するために必要な大学全体の具体的対策を講じるとともに、不正行為に関する通報及び調査の処理を統括するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

5 部局に、部局における不正行為の防止、研究コンプライアンス、研究倫理に関する教育（以下「研究コンプライアンス・研究倫理教育」という。）に関し、実質的な責任を負い、権限を有する者（以下「研究コンプライアンス推進責任者」という。）を置き、部局の長をもって充てる。ただし、次の表の左欄に掲げる部局にあっては、右欄に掲げる者を研究コンプライアンス推進責任者とする。

部局	研究コンプライアンス推進責任者
学長戦略機構	研究を担当する副学長
基幹研究院	各系長
研究・産学連携本部	研究を担当する副学長
グローバル人材育成・男女共同参画推進本部	男女共同参画を担当する副学長
附属学校本部	附属学校を担当する副学長
各附属学校	附属学校を担当する副学長
保育所	附属学校を担当する副学長
こども園	附属学校を担当する副学長
お茶大アカデミック・プロダクション	研究を担当する副学長

6 研究コンプライアンス推進責任者は、研究コンプライアンス統括管理責任者の指示の下、部局において公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じるとともに、部局内の研究活動に関わる全ての研究者等に対し、研究コンプライアンス・研究倫理教育を定期的に行わなければならない。また、受講状況を管理監督するとともに、その状況を研究コンプライアンス統括管理責任者に報告する。

7 研究コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて研究コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

8 研究コンプライアンス推進責任者は、前項の研究コンプライアンス推進副責任者を任命した場合、研究コンプライアンス統括管理責任者に報告しなければならない。

(研究不正防止計画推進委員会)

第5条 最高管理責任者の下に、本学の研究不正防止対策を審議するため、国立大学法人お茶の水女子大学研究不正防止計画推進委員会（以下「研究不正防止委員会」という。）を置く。

2 研究不正防止委員会は、次に関する事項を審議する。

(1) 研究不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）に関すること。

(2) 研究不正防止対策に係る基本的な方針に関すること。

(3) 国立大学法人お茶の水女子大学研究者等行動規範（以下「研究者等行動規範」という。）に関すること。

(4) 国立大学法人お茶の水女子大学研究倫理指針に関すること。

(5) その他研究不正防止対策に関し必要な事項

3 研究不正防止委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究コンプライアンス統括管理責任者

(2) 研究コンプライアンス推進責任者

4 研究不正防止委員会に委員長を置き、研究コンプライアンス統括管理責任者をもって充てる。

(1) 委員長は、研究不正防止委員会を招集し、その議長となる。

(2) 委員長に事故があるときは、委員長が指名した者がその職務を代理する。

5 委員会の成立には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

6 研究不正防止委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

7 研究不正防止委員会の委員は、任期中及び任期後において、その任務上知り得た秘密を厳守しなければならない。

8 研究不正防止委員会の決定に従い、研究不正防止対策を推進するための事務は、研究・産学連携課が行う。

(研究不正防止計画)

第6条 研究不正防止委員会は、不正防止計画を定め、学内外に周知しなければならない。

2 最高管理責任者は、不正防止計画を着実に実施しなければならない。

3 研究コンプライアンス統括管理責任者は、不正防止計画の実施状況を定期的に研究コンプライアンス推進責任者から報告を受け、実施状況を確認しなければならない。

4 研究コンプライアンス統括管理責任者は、不正防止計画の実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

5 研究不正防止委員会は、研究コンプライアンス推進責任者からの報告に基づき、定期的に不正防止計画の見直しをしなければならない。

(研究者等の責務)

第7条 研究者等は、高い倫理観を保持し、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めるものとする。

2 研究者等は、不正行為を防止するため、本学の諸規程、行動規範その他の関係法令を遵守しなければならない。

3 研究者等は、研究に求められる倫理規範を習得するため、第4条第6項に規定する研究コンプライアンス・研究倫理教育を受講しなければならない。

4 研究者等は、第4条第6項に規定する研究コンプライアンス・研究倫理教育の受講の際、不正行為を行わないこと、規則に反して不正行為を行った場合は本学や当該事案に掛かる研究資金配分機関等（以下「研究資金配分機関」という。）からの処分及び法的な責任を負担することを明記した誓約書を提出しなければならない。

5 学長は、前項の誓約書の提出が無い場合は、競争的資金等の申請及び各種研究計画調書等（共同研究、受託研究等）を受理しないものとする。

6 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を確保するため、実験・観察ノート、実験データその他の研究資料等、研究に基づき外部に発表する論文及び研究成果を導出するために必要とした各種データ（以下「研究資料等」という。）を適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(研究資料等の保存期間)

第8条 研究資料等の保存期間は、原則として、当該研究成果の発表時点から10年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、保存する研究資料等の中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、当該資料については、その法令等の定める期間に合せて保存期間を定めることとする。ただし、法令等の保存期間が10年未満で期間満了後の即時破棄が明記されていない場合には、前項の期間に準じて保存期間を定めることとする。

3 第1項の規定にかかわらず、外部から研究資料等を受領するにあたり、資料の保存期間に関する契約又は定め等が別途ある場合には、当該契約等で定められた期間に合せて保存期間を定めることとする。

第3章 不正行為への対応

(通報窓口)

第9条 不正行為に関する学内外からの通報、通報の意思を明示しない相談（以下「相談」という。）に関し、適切な対応を行うため、研究・産学連携課に通報窓口を置く。

2 通報窓口では、下記の業務を行う。

(1) 不正行為に関する通報及び相談の受付

(2) 不正行為に関する通報及び相談並びに提供された情報の整理並びに最高管理責任者及び研究コンプライアンス統括管理責任者への報告

(通報の取扱い)

第10条 不正行為があると思料する者は、何人も、通報窓口を通じ、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、不正行為に関する通報を行うことができる。

2 通報は、原則として、顕名により、不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ不正行為とする合理的理由が示されているもののみ受け付ける。ただし、通報者は、その後の調査において氏名の秘匿を希望することができる。その場合、通報窓口の担当者、最高管理責任者、研究コンプライアンス統括管理責任者は、この規程に定める不正行為の調査等の過程で、通報者の氏名が調査関係者及び被通報者等に知れることがないように十分な配慮をしなければならない。

3 通報窓口は、匿名による通報があった場合には、研究コンプライアンス統括管理責任者と協議の上、必要と認める場合にこれを受け付けることができる。この場合において、当該通報者に対する第16条第3項及び第5項、第18条第1項、第23条第1項に定める通知は行わない。

4 通報窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者及び研究コンプライアンス統括管理責任者に報告するものとする。

5 報道機関、学会等の研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合には、研究コンプライアンス統括管理責任者は、これを匿名の場合に準じて取り扱うものとする。

6 本学以外の機関に係る不正行為の通報があった場合には、該当する機関へ回付するものとする。

(通報の相談)

第11条 研究活動に係る不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手続きについて疑問がある者（以下「相談者」という。）は、通報窓口に対して相談することができる。

2 相談があったときは、通報窓口は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、相談者に対して通報の意思の有無を書面で確認するものとする。

(通報窓口担当者の義務)

第12条 通報窓口の担当者は、通報又は相談を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール又は電話による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないよう措置を講ずる等、適切な方法で実施しなければならない。

2 相談の内容が、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められている等であるときは、通報窓口の担当者は、最高管理責任者及び研究コンプライアンス統括管理責任者に報告するものとする。

3 最高管理責任者又は研究コンプライアンス統括管理責任者は、前項の報告内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

（悪意に基づく通報の禁止）

第13条 通報者は、悪意をもって不正行為に関する虚偽の通報をしてはならない。

2 最高管理責任者は、調査の結果、悪意に基づく通報であることが判明した場合は、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講ずることができる。

（職権による調査）

第14条 最高管理責任者は、通報の有無に関わらず、信頼性のある情報が提供され、不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を研究コンプライアンス統括管理責任者に命ずることができる。

（予備調査委員会の設置等）

第15条 研究コンプライアンス統括管理責任者は、通報があった場合又は前条に基づく最高管理責任者からの指示があった場合には、研究不正防止委員会の下に、予備調査委員会を設置する。

2 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された合理的理由の論理性、通報内容の調査可能性等について、予備調査を行う。

3 予備調査委員会は、研究コンプライアンス統括管理責任者が指名する3名以上の委員によって組織する。ただし、委員には原則として被通報者が所属する部局の長（部局の長が通報者及び被通報者と直接の利害関係がない場合に限る。）を含むものとする。また、委員は通報者及び被通報者と直接の利害関係がない者とする。

4 予備調査委員会は、必要に応じて、被通報者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

5 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

6 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る資料を保全する措置をとるものとする。

（予備調査の報告）

第16条 予備調査委員会は、原則として通報を受け付けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者及び研究コンプライアンス統括管理責任者に報告する。

2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、本調査を行うか否かを直ちに決定する。

3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、文部科学省等及び研究資金配分機関に、本調査を行う旨を報告するとともに、通報者及び被通報者に対して、本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

4 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して、通報された事案に係る研究費等の一時的な支出停止等の必要な措置を講ずることができる。

5 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定したときは、その旨を予備調査に関係した全ての者に通知するとともに、理由を付して通報者に通知するものとする。この場合には、予備調査委員会は、文部科学省等、研究資金配分機関又は通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保全するものとする。

(調査委員会の設置等)

第17条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、研究不正防止委員会の下に、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、次に掲げる委員によって組織する。ただし、委員の半数以上は外部有識者でなければならない。

(1) 研究コンプライアンス統括管理責任者

(2) 役員及び職員の中から最高管理責任者が指名する者 若干名

(3) 弁護士、公認会計士、研究経験を有する者等、最高管理責任者が指名する外部有識者 若干名

3 調査委員会に委員長を置き、前項第1号に掲げる委員をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 第2項に掲げる委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(調査の通知等)

第18条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、通報者及び被通報者に対し、調査の開始並びに委員の氏名及び所属を通知する。

2 通報者及び被通報者は、前項の規定により通知を受けた委員の指名に不服があるときは、通知を受けた日から起算して7日以内に異議申立書を最高管理責任者に提出することができる。

3 最高管理責任者は、前項の規定による提出を受けたときは、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知するものとする。

(本調査の実施)

第19条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始する。

2 調査委員会は、通報において指摘された事案に係る研究に関する研究資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、不正行為について、事実の有無、その内容、関与した者及びその関与の程度等を調査する。

3 調査委員会は、通報された事案に係る研究活動の他、必要と認める場合には、調査に関連した被通報者の他の研究活動も調査対象とすることができる。

4 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。

5 被通報者は、調査委員会に対する弁明において、自己の行為が不正行為に該当しないと主張するときは、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

6 調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等について、合理的に必要と判断される範囲内において保障するものとする。

7 通報者、被通報者及びその他当該通報に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう誠実に協力しなければならない。

8 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

9 通報された事案に係る研究活動が本学で行われたものであって、被通報者が既に本学以外の機関に所属している場合等、通報された事案に係る調査機関が本学となっていないときは、調査機関の要請に応じ、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

(中間報告)

第20条 調査委員会は、研究資金配分機関から求めがあった場合には、本調査の終了前であっても、調査の中間報告を最高管理責任者及び研究資金配分機関に提出する。

(認定)

第21条 調査委員会は、原則として本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合は、その内容、不正行為に関与した者及びその関与の程度、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割並びにその他必要な事項を認定する。

2 不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

3 調査委員会は、第1項及び前項の認定が終了したときは、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第22条 調査委員会は、被通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言又は被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。

2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、不正行為に関する証拠が提出された場合には、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。研究資料等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにも関わらず、その責に寄らない理由により、十分な証拠を示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

(調査結果の通知及び報告)

第23条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者も含む。以下同じ。）に通知するものとする。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を文部科学省等及び研究資金配分機関に報告する。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報の認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該機関にも通知する。

(不服申立て)

第24条 被通報者は、通知された調査の結果に不服があるときは、その調査結果が公表された日から起算して14日以内に不服申立書を調査委員会委員長に提出することができる。

2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の規定に準じて、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要になる場合は、調査委員会の委員を交代若しくは追加し、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。この場合において、新たな委員は、第17条第2項及び第5項の規定に準じて指名する。

4 調査委員会（調査委員会に代わる者を含む。以下本条において同じ。）は、不服申立書の提出があった場合には、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知する。その際、不服申立てが当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

5 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行うことを決定したときは、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、再調査の決定を通知する。

6 最高管理責任者は、第1項の規定による不服申立てがあったときは、通報者に対して、第2項の規定による不服申立てがあったときは、通報者が所属する機関及び被通報者に対して通知するとともに、文部科学省等及び研究資金配分機関に報告する。不服申立ての却下及び再調査の決定をしたときも同様とする。

（再調査）

第25条 調査委員会は、再調査を行うことを決定したときは、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足ると不服申立人が思料する資料の提出を求め、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を求めるものとする。

2 前項に規定する不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は再調査を行うことなく手続きを打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知する。

3 調査委員会は、再調査を開始したときは、原則として再調査の開始の日から起算して50日以内（悪意に基づく通報と認定された通報者からの不服申立てについては、30日以内）に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。

4 最高管理責任者は、再調査の結果を、速やかに通報者及び被通報者に通知するとともに、文部科学省等及び研究資金配分機関に報告する。被通報者又は悪意に基づく通報の認定を受けた者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

（調査結果の公表）

第26条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに調査結果を公表する。

2 前項の公表における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名及び所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法、手順等を含むものとする。

3 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合には、原則として調査結果を公表しない。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名及び所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法、手順等を公表するものとする。

(措置)

第27条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があったときは、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）に対し、教育研究評議会の議を経て、不正行為と認定された論文等の取り下げ、訂正又はその他の措置を勧告するとともに、直ちに研究費等の使用中止を命ずるものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

4 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定がなされたときは、その旨を調査に関係した全ての者に通知するとともに、必要に応じて被通報者の不利益の発生の防止のための措置を講ずるものとする。

5 最高管理責任者は、被認定者が本学に勤務する職員（非常勤である者を含む。）である場合は、被認定者に対し国立大学法人お茶の水女子大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）、国立大学法人お茶の水女子大学教員の就業に関する規則（以下「教員就業規則」という。）、国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員就業規則（以下「非常勤職員就業規則」という。）及び国立大学法人お茶の水女子大学職員の懲戒に関する規程（以下「懲戒規程」という。）等に基づき、必要な処分を行うことができる。

6 最高管理責任者は、被認定者が本学の学生（研究生その他本学において修学する者を含む。）である場合には、被認定者に対し国立大学法人お茶の水女子大学学生懲戒規程（以下「学生懲戒規程」という。）等に基づき、必要な処分を行うことができる。

(被認定者に不利益をもたらす行為の禁止)

第28条 本学の役員及び職員（非常勤である者を含む。）、学生（研究員その他本学において修学する者を含む。）、その他本学の業務を行う者又は本学において教育研究活動に従事する者（以下「役職員等」という。）は、最高管理責任者が前条第1項、第5項又は第6項の規定に基づき講ずる措置を除き、被認定者に不利益をもたらす行為をしてはならない。

(通報者、相談者及び被通報者の保護)

第29条 役職員等は、通報又は相談をしたことを理由として、通報者及び相談者に不利益を及ぼす行為をしてはならない。

2 役職員等は、単に通報又は相談がなされたことのみによって、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益を及ぼす行為をしてはならない。

3 最高管理責任者は、通報者若しくは相談者に対して不利益な扱いを行った者がいた場合、又は被通報者に対して相当な理由なしに不利益な扱いを行った者がいた場合には、就業規則、教員就業規則、非常勤職員就業規則及び懲戒規程並びに学生懲戒規程等の規定に従って、その者に対して処分を課することができる。

(協力義務)

第30条 役職員等は、予備調査委員会及び調査委員会の調査等に協力しなければならない。

(秘密保持義務)

第31条 役職員等は、この規程に定める不正行為の調査等に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。本学の役職員等でなくなった後も同様とする。

2 最高管理責任者及び研究コンプライアンス統括管理責任者は、通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査の関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

3 最高管理責任者又は研究コンプライアンス統括管理責任者は、当該通報に係る事案が外部に漏えいした場合には、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者及び被通報者の責により漏えいした場合は、当該人の了解は不要とする。

附 則

この規程は、平成18年9月14日から施行する。

附 則 (平成28年7月13日)

この規程は、平成28年7月13日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月27日)

1 この規程は、平成29年9月27日から施行する。

2 国立大学法人お茶の水女子大学研究倫理委員会規則は、廃止する。

附 則 (平成31年3月29日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月18日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月15日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

○国立大学法人お茶の水女子大学における公的研究費等の不正使用防止等
に関する規程

平成21年3月2日
制定

改正 平成23年2月23日
平成25年3月25日
平成26年7月29日
平成27年3月25日
平成28年1月20日
平成28年3月25日
平成28年5月27日
平成29年3月31日
平成29年9月27日
平成31年3月29日
令和2年3月25日
令和4年3月29日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）における公的研究費等の不正使用等を防止するための体制に関し必要な事項を定め、適切な運営・管理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 公的研究費等の運営・管理については、本学の諸規程及びその他関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「役職員等」 本学の役員及び教職員（非常勤である者を含む。）、学生（研究生その他本学において修学する者を含む。）、その他本学の業務を行う者又は本学において教育研究活動に従事する者をいう。
- (2) 「公的研究費等」 本学で管理及び執行する経費のうち、本学の構成員の教育研究活動のために執行される全ての経費をいう。
- (3) 「不正使用等」 公的研究費等の使用に関し、故意若しくは重大な過失により、役職員等又は役職員等であった者が本学在籍中に行った次に掲げる行為をいう。
 - イ 公的研究費等を本来の目的以外の用途で使用する事。
 - ロ 虚偽の請求に基づき公的研究費等を支出すること、その他法令等に違反して公的研究費等を支出すること。
 - ハ 虚偽その他法令及び本学の規程等に反する手段により公的研究費等を受給すること。

- (4) 「部局」 学長戦略機構、各学部、大学院人間文化創成科学研究科、附属図書館、保健管理センター、基幹研究院、各機構、全学教育システム改革推進本部、国際本部、研究・産学連携本部、グローバル人材育成・男女共同参画推進本部、附属学校本部、各附属学校、保育所、こども園、事務組織及びお茶大アカデミック・プロダクションをいう。

(最高管理責任者)

第4条 本学に、大学全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、国立大学お茶の水女子大学公的研究費等不正使用防止に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知し、それらを実現するために必要な措置を講ずるとともに、次条及び第6条に規定する研究費コンプライアンス統括管理責任者及び研究費コンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切に指導力を発揮しなければならない。

3 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、役員会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。

4 最高管理責任者は、不正防止に向けた啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(研究費コンプライアンス統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任を負い、権限を有する者（以下「研究費コンプライアンス統括管理責任者」という。）を置き、研究を担当する副学長をもって充てる。

2 研究費コンプライアンス統括管理責任者は、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(研究費コンプライアンス推進責任者)

第6条 部局に、部局における公的研究費等の運営・管理について実質的な責任を負い、権限を有する者（以下「研究費コンプライアンス推進責任者」という。）を置き、部局の長をもって充てる。ただし、次の表の左欄に掲げる部局にあつては、右欄に掲げる者を研究費コンプライアンス推進責任者とする。

部局	研究コンプライアンス推進責任者
学長戦略機構	研究を担当する副学長
基幹研究院	各系長
研究・産学連携本部	研究を担当する副学長
グローバル人材育成・男女共同参画推進本部	男女共同参画を担当する副学長
附属学校本部	附属学校を担当する副学長
各附属学校	附属学校を担当する副学長
保育所	附属学校を担当する副学長
こども園	附属学校を担当する副学長
お茶大アカデミック・プロダクション	研究を担当する副学長

2 研究費コンプライアンス推進責任者は、研究費コンプライアンス統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

(1) 部局における不正防止対策を実施し、実施状況を研究費コンプライアンス統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、部局内の公的研究費等の運営・管理に関わる全ての役員等に対し、研究費コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

- (3) 部局において、役職員等が適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(研究費コンプライアンス推進副責任者)

第7条 部局に、研究費コンプライアンス推進責任者を補佐し、部局における公的研究費等の運営・管理に関わる業務に従事する者（以下「研究費コンプライアンス推進副責任者」という。）を置くことができる。

- 2 研究費コンプライアンス推進責任者は、前項の研究費コンプライアンス推進副責任者を置いたときは、速やかに、研究費コンプライアンス統括管理責任者に、氏名及び職務範囲を報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。
(監事)

第8条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について大学全体の観点から確認し、意見を述べる。

監事は、研究費コンプライアンス統括管理責任者又は研究費コンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が、本学における公的研究費等の不正使用等の防止に関する計画（以下「不正使用防止計画」という。）に反映されているか、また、不正使用防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(誓約書)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費等の使用条件及び本学が定めた関係諸規則を遵守し、不正使用防止に係る規範意識の醸成を図るため、公的研究費等の運営・管理に関わる役職員等に、誓約書の提出を求めるものとする。

- 2 前項の誓約書の内容は、次に掲げる内容を満たしていなければならない。

- (1) 本学の規則等を遵守すること。
- (2) 不正を行わないこと。
- (3) 規則等に違反して、不正を行った場合には、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。

- 3 最高管理責任者は、役職員等に対し、誓約書を提出しない場合には、公的研究費等の運営・管理に関わらないよう命ずることができる。

(通報窓口)

第10条 公的研究費等の不正使用等に関する学内外からの通報及び相談に対し適切な対応を行うため、研究・産学連携課に通報窓口を置く。

- 2 公的研究費等の不正使用等があると発見したとき、又は不正使用等の疑いがあると思料するに至ったときは、本学の役職員等及び取引業者等は、通報窓口を通じ、公的研究費等の不正使用等に関する通報及び相談（以下「通報等」という。）を行うことができる。
- 3 通報等の方法は、別に定める様式により当該窓口へ提出するもののほか、電子メール、書面、電話、ファクシミリ又は口頭により行うものとする。
- 4 通報窓口では、下記の業務を行う。
 - (1) 通報等の受付
 - (2) 通報等及び提供された情報の整理並びに最高管理責任者への報告
- 5 本学の役員又は通報窓口の担当者以外の本学職員が通報等を受けた場合は、当該通報者に対し、通報窓口へ通報等を行うよう助言しなければならない。

(不正使用等調査手続)

第11条 前条の通報等があった場合は、最高管理責任者は、通報等の受付から30日以内に、その通報等の信頼性を判断し、調査を行うか否かを決定するとともに、当該調査の要否を当該通報等に係る公的研究費等の配分機関に報告するものとする。報道機関や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合にも同様に取り扱うものとする。

2 公的研究費等の不正使用等の調査手続に関し必要な事項は、別に定める。

(公的研究費等不正使用防止対策委員会)

第12条 本学における公的研究費等の不正使用等の防止に関する計画（以下「不正使用防止計画」という。）を推進するため、最高管理責任者の下に、国立大学法人お茶の水女子大学公的研究費等不正使用防止対策委員会（以下「不正使用防止対策委員会」という。）を置く。

2 不正使用防止対策委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 公的研究費等の不正使用等の発生要因の調査及び資料収集に関すること。
- (2) 不正使用防止計画の策定及び実施に関すること。
- (3) 不正使用防止計画に基づく実施に係る進捗状況の把握に関すること。
- (4) 公的研究費等の不正使用防止に係るコンプライアンス教育の理解度調査及び啓発活動に関すること。
- (5) その他不正使用防止計画の推進に関すること。

3 不正使用防止対策委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究費コンプライアンス統括管理責任者
- (2) 基幹研究院人文科学系、人間科学系及び自然科学系の系会議構成員から選出された教授又は准教授 各1人
- (3) 財務課長及び研究・産学連携課長
- (4) その他委員会が必要と認める者

4 不正使用防止対策委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

5 委員長は、委員会の業務を総括する。

6 委員長の業務を補佐するため副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

7 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

8 第3項第2号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

9 第3項第2号の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

10 不正使用防止対策委員会に関する事務は、関係課の協力を得て、研究・産学連携課において行う。

(監査及びモニタリング体制)

第13条 公的研究費等の適正な運営・管理のため、監査室は全学的視点から、不正使用防止対策委員会と連携の上、次に掲げる監査及びモニタリングを行う。

- (1) 不正使用等を防止する体制の検証
- (2) 不正の発生要因の検証

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、公的研究費等の不正使用防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月2日から施行する。

附 則 (平成23年2月23日)

この規程は、平成23年2月23日から施行し、平成23年1月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月25日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月29日)

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月27日)

この規程は、平成28年5月27日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月27日)

この規程は、平成29年9月27日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

○国立大学法人お茶の水女子大学における公的研究費等の不正使用等の調査
手続に関する規程

平成21年3月2日
制定

改正 平成23年2月23日
平成26年7月29日
平成28年5月27日
平成29年9月27日
令和2年3月25日
令和4年3月29日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人お茶の水女子大学公的研究費等の不正使用防止等に関する規程（以下「規程」という。）第11条第2項の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）における公的研究費等の不正使用等に関する調査手続に関し必要な事項を定める。

(調査委員会)

第2条 規程第4条に規定する最高管理責任者は、規程第11条により調査開始を決定したときは、役職員等に対し、それらが保有する資料の保全を命ずることができる。

2 最高管理責任者は、調査を行うことを決定したときは、規程第12条に定める国立大学法人お茶の水女子大学公的研究費等不正使用防止対策委員会の下に調査委員会を設置し、当該事案に関する調査を行わせるものとする。

3 調査委員会は、次に掲げる委員によって組織する。

- (1) 研究費コンプライアンス統括管理責任者
- (2) 副学長（事務総括）
- (3) 最高管理責任者が指名する教員 2人
- (4) 監査室長、財務課長及び研究・産学連携課長
- (5) 弁護士、公認会計士等、最高管理責任者が指名する外部有識者 若干名
- (6) その他最高管理責任者が必要と認める者

4 調査委員会に委員長を置き、前項第1号に掲げる委員をもって充てる。

5 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

6 第3項に掲げる委員は、通報等の対象となった者（以下「被通報者」という。）及び規程第10条の規定により通報等を行った者（以下「通報者」という。）と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

7 委員長は、委員会を設置したときは、被通報者及び通報者に対し、調査の開始及び調査委員会の委員名を通知する。ただし、通報等が匿名により行われた場合には、通報者への通知は行わない。

(異議申立て)

第3条 通報者及び被通報者は、前条の規定により通知を受けた委員の構成に不服があるときは、前条の通知を受けた日から7日以内に最高管理責任者に異議申立てをすることができる。

2 最高管理責任者は、前項の規定による異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、前条第3項の規定にかかわらず、当該申立てに係る委員長又は委員を交代させるものとする。

(通報者の保護)

第4条 委員長は、被通報者に対して通報者の氏名を開示しない。また、委員その他関係職員は、調査の過程で委員その他関係職員以外に通報者を特定できないよう十分な配慮をしなければならない。

2 最高管理責任者は、通報者が通報等をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも被ることがないように必要な措置を講ずるとともに、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合、国立大学法人お茶の水女子大学法人職員就業規則等（以下「職員就業規則等」という。）に基づき必要な処分を行うことができる。

(悪意に基づく通報)

第5条 通報者は、悪意をもって虚偽の通報等をしてはならない。

2 最高管理責任者は、調査の結果、悪意に基づく通報等であることが判明した場合は、通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講ずることがある。

(職権による調査)

第6条 最高管理責任者は、通報等の有無にかかわらず、信頼性のある情報が提供され、公的研究費等の不正使用等があると疑われる場合は、調査委員会の設置を命ずることができる。

(調査)

第7条 調査委員会は、第2条第2項及び前条に基づく最高管理責任者からの指示があった場合には、不正使用の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

2 調査委員会は、公的研究費等の不正使用に係る調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について、最高管理責任者及び配分機関に報告・協議しなければならない。

3 最高管理責任者は、必要に応じて、調査対象者に対し、調査対象に係る公的研究費等の使用停止を命ずることができる。

(認定)

第8条 調査委員会は、調査を命ぜられた日から90日以内に公的研究費等の不正使用の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定を行うものとする。

2 前項の認定は、第2条の規定により保全された資料、自ら収集した資料、関係者の諸証言、被通報者の自認等の諸証拠から総合的に行う。

3 調査委員会は、認定結果を最高管理責任者に通知するとともに、書面にて通報者及び被通報者を開示するものとする。

(不服申立て)

第9条 通報者及び被通報者は、前項の規定により開示された認定結果に不服があるときは、その認定結果が開示された日から14日以内に最高管理責任者に不服を申立てることができる。

2 最高管理責任者は、不服申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置するとともに、通報者及び被通報者に通知するものとする。

3 不服審査委員会は、最高管理責任者が指名した者3名で組織する。

4 不服審査委員会は、速やかに認定結果、関係資料を審査するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再調査の必要性を審査し、最高管理責任者に報告するものとする。

(再調査)

第10条 最高管理責任者は、前条により再調査の必要があると認めたときは、速やかに調査委員会に対し再調査を命ずるものとする。

2 通報者及び被通報者は、再調査の結果に対して異議を申立てることができない。

3 再調査の手続は、第7条及び第8条の規定を準用する。

(配分機関への報告及び調査への協力)

第11条 最高管理責任者は、通報等の受付日から210日以内に、調査結果、不正発生源要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。当該期日までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

2 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、最高管理責任者及び配分機関に報告する。

3 調査委員会は、配分機関から求めがあった場合には、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を最高管理責任者及び配分機関に提出する。

4 調査委員会は、配分機関から当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査の求めがあった場合には、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、これに応じる。

(措置)

第12条 最高管理責任者は、不正使用等があったものと認められた場合、被通報者に対し職員就業規則等に基づき、必要な処分を行うことができる。

2 最高管理責任者は、不正使用等の事実が明らかとなったときは、規程第5条に規定する研究費コンプライアンス統括管理責任者に対し、是正措置、再発防止措置等を講じるよう、命じなければならない。

3 研究費コンプライアンス統括管理責任者は、前項により再発防止措置等を講じるよう命ぜられた場合は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

4 研究費コンプライアンス統括管理責任者は、前項の再発防止措置等を講じたときは、遅滞なく当該再発防止措置等の内容、是正結果等を通報者に通知し、最高管理責任者に報告するものとする。

(公表)

第13条 最高管理責任者は、不正使用等があったものと認定した場合には、速やかに調査結果を公表する。

2 前項に規定する公表の内容は、原則として不正に関与した者の氏名及び所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名及び所属並びに調査の方法、手順等が含まれているものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名、所属等を非公表とすることができる。

(協力義務)

第14条 役職員等は、調査委員会による事実の究明に協力しなければならない。

(守秘義務)

第15条 委員その他関係職員は、通報等の内容及び調査結果で得られた情報を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(管理監督不十分による不正使用)

第16条 最高管理責任者、研究費コンプライアンス統括管理責任者、研究費コンプライアンス推進責任者及び研究費コンプライアンス推進副責任者の公的研究費等の管理監督不十分によって不正使用が生じた場合においても、この規程に準じて取り扱うものとする。

(事務)

第17条 この規程に関する事務は、関係課の協力を得て、研究・産学連携課において行う。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、公的研究費等の不正使用等の調査手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月2日から施行する。

附 則（平成23年2月23日）

この規程は、平成23年2月23日から施行し、平成23年1月1日から適用する。

附 則（平成26年7月29日）

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成28年5月27日）

この規程は、平成28年5月27日から施行する。

附 則（平成29年9月27日）

この規程は、平成29年9月27日から施行する。

附 則（令和2年3月25日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。



お茶の水女子大学
Ochanomizu University

【発行・連絡先】

お茶の水女子大学 研究・産学連携課

E-mail : kenkyo-TL@cc.ocha.ac.jp

s-kenkyo@cc.ocha.ac.jp